

さかもと医院院内感染対策のための標準的な予防策について

1) 概念 ①標準的な予防策は、感染症の種類や病態に関わらず、すべての患者に際し行う基本的な 予防策である。特に、診察室・待合室・トイレ等、日常的な清掃による環境整備を行うとともに、体温計・聴診器等、よく使用する医療器具はアルコールによる清拭を徹底する。②その他、主に無床診療所の外来においては、患者の「血液」「体液」「排泄物」「(特にキズのある) 皮膚や粘膜」を扱う時の感染予防策を徹底する。③薬剤耐性菌の発生に留意し、抗生剤の適正使用に努める。

2) 手洗い ①手洗いは院内感染対策上、最も基本的で重要な対策である。②速乾式アルコール含有手指消毒薬による手指消毒を基本とし、手が目に見えて相当に汚れている場合、また血液やその他の体液により汚染された場合は、固形石鹼ではなく、抗菌液状石鹼と流水による手洗いをを行い、手洗い後は充分に手を乾燥させる。A. 処置等の前の手洗い ・検温、診察など患者の正常な皮膚に直接触れる時、滅菌手袋を着用する前・点滴製剤作成時 ・超音波検査時等 B. 処置等の後の手洗い ・体液、排泄物への接触後 ・粘膜、正常でない皮膚への接触後 ・創傷面被覆剤(ガーゼ等)の交換除去後 ・患者の処置やケア中に汚染部位から清潔部位に移動する時 ・手袋を外した直後等 C.手洗いの手順 ①手のひらを合わせて、よくこすり洗いをする ③指先、爪の間を入念に こすり洗いをする ⑤各指と手のひらをねじる ようによく洗う ②手の甲を伸ばすようにし、よくこすり洗いをする ④指の間を十分に洗う ⑥手首を洗う

3) 手袋

・血液、体液、排泄物、喀痰、粘膜、損傷した皮膚に接触する可能性がある時に着用する。手袋を外した直後には手洗いをを行う。

4) マスク他

・血液、体液、排泄物が飛散し、飛沫する恐れのある処置やケアを行う場合は、眼、鼻、口の粘膜を保護するために着用する。

5) 注射針や血液付着物の処理

・針刺し防止器材の使用・注射針はリキャップすることなく専用廃棄ボックスに廃棄する
・採血後の注射器は針とともに専用廃棄ボックスに廃棄する
・血液、体液、排泄物で汚染されたゴミは2重のビニール袋に入れ、感染性廃棄物として 扱う。
・血液、体液、排泄物で汚染されたリネン類はビニール袋に入れ、指定場所に置く。また、その汚染が著しくひどい場合は、破棄する。

6) その他

・患者のケア等を行う際には、時計や宝飾品は外して行う。
・使用済みの医療器材等は標準予防策の考えからすべて感染性として取り扱い、必要に応じて、洗浄・消毒・滅菌を行う。
・注射薬の準備や血液等不潔なものを扱うゾーンを交差させない。
・原則として床から30センチ以下のスペースには清潔な器材等を置かない(保管しない)
・流し台等、水回りの湿潤箇所は汚染しているものと考え、跳ね返りによる汚染に気を付ける。
・その他、医師会からの通知や日本医師会雑誌の特集等を参考とし、適宜標準的予防策の 加除を行っていく。